

『新総合計画と自治基本条例』の素案について 皆さんのご意見を募集します

パブリックコメント手続について

来年4月から始まる、第5次総合計画「基本構想」と留萌市が初めて制定する「自治基本条例」の素案ができました。
総合計画、基本条例は、いずれも最終的に市議会で審議・議決されますが、市の成案をまとめる前に、素案を公開して、市民の皆さんのご意見を募集することになりました。
今回の総合計画と基本条例は、市民の皆さんも、市議会も、みんなが納得し、共有できる総合計画と基本条例を作りたいと思っています。
皆さんから寄せられるご意見・ご提言は、行政に対しての「市民参加の第一歩」です。あなたが留萌というまちに誇りを持つためには、どうしたらいいと思いますか？
次世代の子どもたちにあなたは何を残すことができると思いますか？
大勢の皆さんからのご意見・ご提言をお待ちしています。

第5次留萌市総合計画－基本構想の全体像（案） 2006/9/15現在

総合計画のタイトルと愛称： 第5次留萌市総合計画 ー る もいの未来図 ー

基本理念
まちに誇りを持つ

私たちは、こういうまちを目指します!
総合計画のテーマ: 誇りと満足を目指す みなとまち留萌

基本理念
市民満足度の向上

生 やる気と活気

やる気を応援し、活気あふれる都市空間と新しい地域経済をつくる

【成果指標】

- ・経済成長率(%)
- ・新規の事業所数(件)
- ・失業率(%)
- ・中心市街地に対する居住人口(人)
- ・中心市街地の空き店舗率(%)
- ・地元で買い物をしたいと思う市民の割合(%)

優 思いやりと安心

思いやりのコミュニティで安心して健康に暮らせる

【成果指標】

- ・地域医療に対する満足度(%)
- ・老後の不安・心配度(%)
- ・高齢者・障害者等の社会参加(回)
- ・市民活動・町内会活動の参加者延べ人数(人)
- ・国民健康保険の医療総額(円)
- ・健康診断の受診率(%)

地 自然と資源

自然の恵みを活かし、資源を大切にする

【成果指標】

- ・地元(留萌支庁管内)の産品を置いている商店数(件)及び商品数(点)
- ・農業年間生産高(トン)(額)
- ・CO2排出量又は各種エネルギー資源(水、石油、電気等)の一人当たりの消費量(仮・ア)

守 暮らしと安全

機能的な生活基盤で、安全で清潔な暮らしを守る

【成果指標】

- ・除雪満足度(%)
- ・税金納率(%)
- ・災害への備えをしている市民の割合(%)

宝 夢と宝

人・文・化・地域の魅力と夢を育てる

【成果指標】

- ・芸術文化活動の参加者延べ人数(人)
- ・遊園地で舟を貸す回数(回)
- ・観光客入り込み客数(人)
- ・子育てしやすいまちと認める市民の割合(%)
- ・生涯学習環境が整っていると認める市民の割合(%)

海 海と港

海と港、留萌らしさを未来へ繋げる

【成果指標】

- ・遊漁船乗客・観・舟数(人・円・件)
- ・留萌の自然は素晴らしいと感じる人の割合(%)
- ・留萌港に親しみを覚える市民の割合(%)

基 対話と信頼／市民との対話で働く市役所を目指す 【成果指標】経常収支比率(%)／情報の共有満足度(%) / 職員の笑顔・さわやか度(%)

■基本構想と基本計画の期間

基本構想：平成19年度から平成28年度まで（10カ年）／ 基本計画：前期計画（5カ年）、後期計画（5カ年）

パブリックコメント手続を知っていますか？

パブリックコメント手続とは、市が計画などを策定するときに、事前にその案を広く公表し、それに対する皆さんのご意見を募集し、寄せられたご意見・ご提言を参考に、計画の策定・条例の制定をするという一連の手続きのことです。
最近では、留萌市の財政再建計画を策定する際に、このパブリックコメントを行いました。

今までの意見募集と違うところは、「計画の策定」条例の制定をしたときに、皆さんから寄せられたご意見・ご提言に対する留萌市の考え方を「ご本人に必ず伝えた上で、ご意見・ご提言の概要と市の考え方を市の広報誌やホームページなどで公表するところ」です。

ただし、ご意見等のうち、単なる賛否のみの表明や公表した計画案に関連のないものにつきましては、留萌市の考え方を公表しない場合があります。

新総合計画の基本構想は、市民公募で集まったまちづくり市民会議（パッシブシヨニミールディング）がまとめた「るもいの未来図（市民会議案）」を基に作成しました。「るもいの未来図」には、市民の汗と情熱、そして「働く市役所」のがんばりで、「自分で考え、自分の足で歩き、誇りを持って、満足して暮らしたい」という市民の願いが込められています。

これまでの総合計画は、「こんなことを市役所にして欲しい」という市民の要望に対して、「あれも、これもします」という「市役所のサービスメニュー」という感がありました。が、基本構想を読み進めていくと、「こういふ留萌を作りたい」という市民の自主的な意思で描いた「るもいの未来像」が見えてくるはず。つまりこの基本構想は、「市民の、市民による、市民のための未来図」なのです。

市では、この視点を、留萌が今後目指すべきまちの将来像としてとらえ、政策展開の原点として考えていきます。



留萌市政策経営室企画調整課

さいとう しげお
歳桃 重男 参事

「みんなの未来図」にご意見・ご提言を！

描こう！ るもいの未来図

新 総合計画の基本構想策定にあたって、平成17年10月に市民会議（パッシブ・ンミーティング）を立ち上げ、平成18年9月まで、18回の会議を積極的に開催していただき市民会議案が示されました。

バブル崩壊までは、皆さんが「経済的に豊かさ」を求めると共に、行政に対してサービス向上を求め、行政もそれに応じてきたのが現実ではなかったのかと思います。

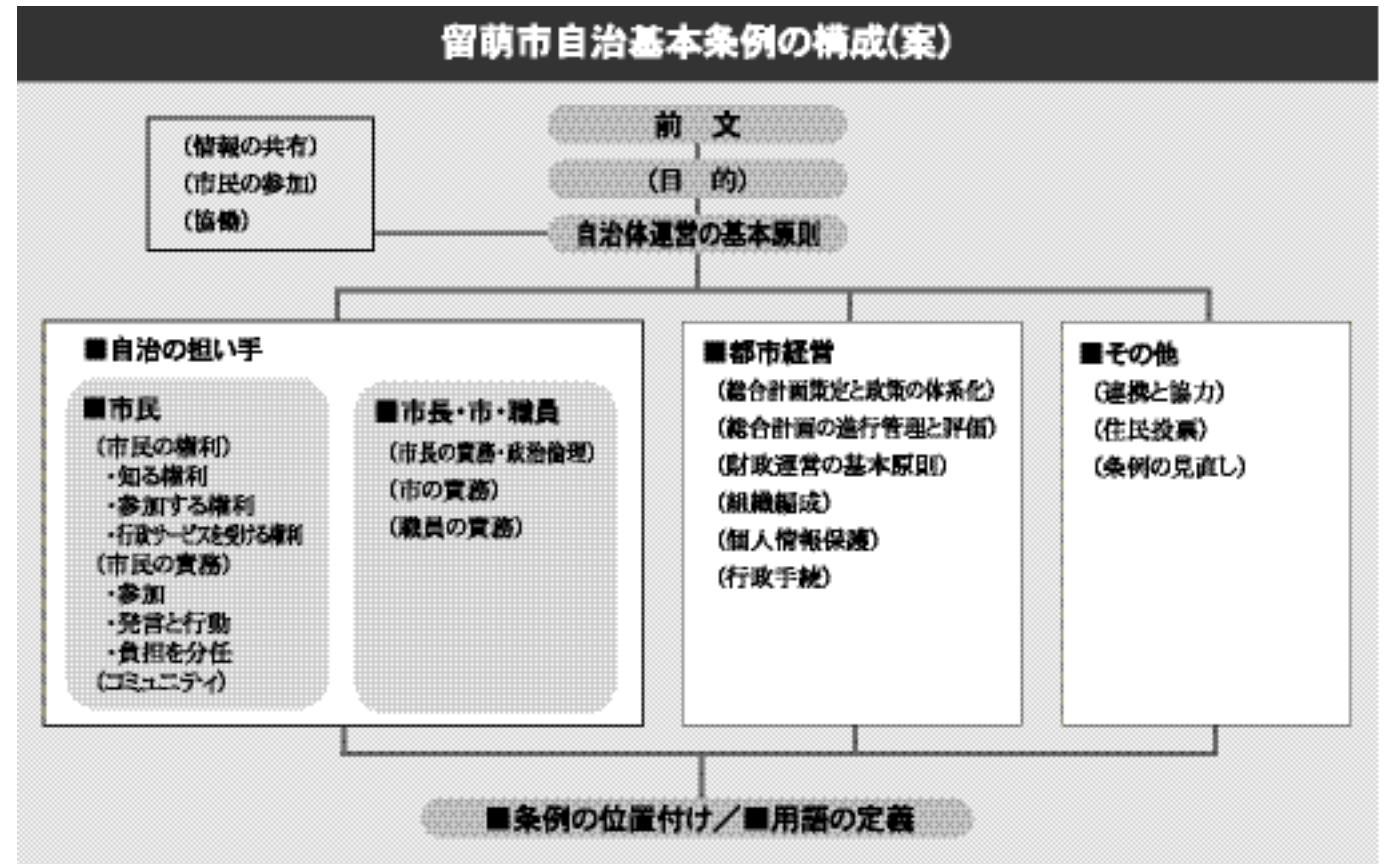
し かし、市民会議案の内容は、豊かさを求める傍ら大事なことを忘れられた今日、以前味わった社会「人々が暖かい絆で築いていた地域社会」を取り戻した

いと望みと、また、経済の高度成長が望めない今日、高望みをしないで、「情報の共有」「市民の参加」「市民と市との協働」によって、市民の皆さんも行政に携わることに、「まちに誇りをもてて満足できるまちづくり」という願いがこもったものでした。

これを基に、庁内策定会議で第5次総合計画と基本自治条例の素案をまとめ、ここに市民の皆さんに公開をいたします。

当 市において、いままでの総合計画の内容は抽象的なものが多く、計画に対して評価や進捗管理がしづらな状況であったことを反省して、第5次総合計画は、成果指標「ものさし」に基づいたわかり易い評価や進捗管理を取り入れました。

「新総合計画と自治基本条例」の素案に対して、市民のみなさんからご意見・ご提言を頂くことにより、よりよい原案に反映ができますので、よろしくご理解とご協力をお願いいたします。



自治基本条例は、「まちの憲法」と言われています。憲法とは、国政運営の基本理念や基本原則、国民の権利・義務などを規定する最上位の法規です。

これまで、自治体には、この憲法に当たる基本法規がありませんでした。

しかし、地方分権の時代を向かえ、市町村は政策面でも、財政面でも自分で考え、自分で実施する責務が求められています。

そこで、平成12年に二セコ町で制定したのをきっかけに、「自分たちのまちの憲法」を持つて、まちを運営する原則を持つとうという市町村が増えています。

留萌市でも、次の項目を想定して、自治基本条例を作る準備を進めています。（図参照）

- 自治体運営の基本原則情報共有、市民の参加、協働
- 自治の主人公である市民の権利・知る権利、参加する権利など）や責務、市の責務
- 市政運営の基本（政策立案、財政運営、組織編成）

素案と関係資料の設置場所 & 問合せ先

- ① 留萌市役所総合計画担当
☎ 42・1869（直通）
- ② 各公民館・はーとふる・各コミセン
- ③ 留萌市ホームページ

留萌市ホームページの上部バナー「描こう！ るもいの未来予想図」から、総合計画のホームページへお入りください。

- 提出していただく際の注意事項
- 1 次の事項を必ず明記して下さい。
 - 個人の場合は、氏名・住所・連絡先（電話番号）
 - 団体等の場合は、名称・所在地・代表者名・連絡先（電話番号）
 これらが明記されていないものにつきましては、受け付けできませんので、ご注意ください。
 - 2 提出様式は任意のもので構いませんが、ご意見・ご提言の1項目ごとに様式1枚のご提出をお願いします。

- 対象者
- (1) 市内に住所を有するもの
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人並びにその他の団体
- 募集期間
- 平成18年10月2日(月)から
平成18年10月20日(金)まで
郵便の場合、当日消印有効となります。
- 提出方法及び提出先
- △ 郵便の場合▽
宛て先 〒077-8601
留萌市幸町1丁目
留萌市役所 総合計画担当
- △ ファクシミリの場合▽
(FAX番号)
0164-43-8778
- △ 電子メールの場合▽
(メールアドレス)
sougoukai@city-run.jp
- 留萌市役所1階総合案内窓口へ直接お持ちいただいても結構です。

ご意見 募集中

総合計画 & 基本条例
パブリックコメント手続